

周産期専門医更新試験 告示

一般社団法人日本周産期・新生児医学会「周産期専門医制度規則付則」第4章に示す専門医の第2回資格更新試験を下記のように実施する。今回は、2008年に周産期専門医(新生児)を取得した方を対象に、専門医としての5年間の実績の評価とインターネット試験を実施する。

平成25年3月18日
一般社団法人日本周産期・新生児医学会
理事長 田村 正徳
専門医制度委員会 委員長 松田 義雄
副委員長 楠田 聡

周産期専門医(新生児)の資格更新試験

—実施要項—

I. 周産期専門医の更新申請資格

1. 日本国の医師免許(医籍)を有する。
2. 基本学会である日本産科婦人科学会、日本小児科学会のいずれかの専門医である。
3. 専門医更新を申請する時点で、継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
4. 通算5年間、周産期医療に従事し、診療実績報告書を提出している。
5. 5年間の取得単位の合計が50単位以上かつ必須項目の合計が30単位以上ある*。
*詳細は「IX. 専門医資格更新に必要な単位」を参照。

II. 受験出願

受験出願は下記に示す書類をそろえて、III. の出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に簡易書留で送付する。

1. 周産期専門医資格更新認定申請書
2. 診療実績報告書
3. 取得単位集計表
4. 学術集会参加記録簿
5. 学術論文刊行記録簿と別刷(コピー可)
6. 新生児蘇生法講習会インストラクター記録簿
7. 日本国医師免許証のコピー
8. 日本産科婦人科学会・日本小児科学会いずれかの専門医認定証のコピー(有効期限を確認して提出)
*記入の仕方は「X. 周産期専門医更新書類記入上の注意」を参照。

III. 出願及びインターネット試験期間

2013年7月1日(月)～2013年9月25日(水)の間に「II. 申請書類」に記載した書類の提出およびインターネット試験を行う。

IV. 認定試験科目

1. インターネットで試験を行う。(30問)
2. 医師国家試験方式のMCQ形式に準じた形式とする。
3. 内容は最新の知識を問う問題、学会のシンポジウムや話題になったトピックス、最新のガイドライン、この5年間での新しい問題点など、専門医として知っておくべき内容とする。

4. 全問正解を以って合格とする。

* インターネット試験の詳細については、対象者に6月初旬に郵送にてお知らせする。

V. 受験料

不要とする。

VI. 合否決定

専門医試験委員会と専門医認定委員会は、申請書類およびインターネット試験を併せて総合的に合否の決定を行う。

VII. 資格更新の登録

1. 合格通知を受けた者は、登録料 20,000 円を添えて学会に申請する。

2. 登録申請のあった者に対しては、専門医の更新を登録するとともに認定証を交付する。

郵便振替あるいは銀行振込で下記口座へ納入する。

(銀行の場合)

三菱東京 UFJ 銀行 蒲田支店

店番 117 普通預金口座番号 2127802

一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(郵便局の場合)

口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

他の金融機関からの振込用口座番号 ○一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0741083

VIII. 問合せ先・書類の送付先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内

日本周産期・新生児医学会 担当: 矢島・伊藤

TEL: 03(5228)2074 FAX: 03(5228)2104 E-mail: kaiin@jspm.org

……………単位の解説, 記入上の注意……………

IX. 専門医資格更新に必要な単位

以下の項目の合計が 50 単位以上かつ必須項目*の合計が 30 単位以上ある。

1) 発表 10 単位

周産期医学・新生児医学関連の学術論文を, 専門医制度委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表。

2) 参加 10 単位 + 筆頭演者として発表 10 単位

① 本学会の学術集会*

② 周産期学シンポジウム*

③ 本学会が主催する教育関連セミナー*(指導医講習会 A コース)

3) 発表 5 単位

① 周産期医学・新生児学関連の学術論文を, 専門医制度委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表。

* 査読を受けていることを必ず確認してください。

② 周産期医学・新生児学関連の学術論文を筆頭著者として発表。

* 査読制度の有無は問いません。

4) 参加 5 単位＋筆頭演者として発表 5 単位

- ① 日本小児科学会
- ② 日本未熟児新生児学会
- ③ 日本未熟児新生児学会教育セミナー
- ④ 日本産科婦人科学会
- ⑤ 日本母体胎児医学会
- ⑥ 日本小児外科学会
- ⑦ 日本小児外科学会秋季シンポジウム
- ⑧ 日本麻酔科学会
- ⑨ 国際学会(周産期に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)

5) 参加 2 単位＋筆頭演者として発表 2 単位

本学会が承認した研修単位となる学会または研究会

*ホームページ専門医制度(共通)の「研修単位となる学会, 研究会一覧」を参照

6) 新生児蘇生法講習会のインストラクター5 単位

7) その他, 上記以外の学会または研究会については専門医認定委員会に申請の上審査する.

X. 専門医資格更新認定申請書記入上の注意

1. 周産期専門医資格更新認定申請書

- 1) 署名は必ず黒インクまたは黒ボールペンを使用し自署署名する.
- 2) 連絡先は必ず都道府県から記入する.
- 3) 施設の異動があった場合は全ての施設を「専門医期間中の職歴」欄に記入する.
- 4) 写真は裏面に名前を記入し貼付する. なお, この写真を専門医認定カードに使用する.

2. 診療実績報告書

施設の異動があった場合でも 5 年間の症例の有無を記入する.

3. 取得単位集計表

- 1) 取得単位とする発表および論文は, 周産期医学と周産期医療に関連するものに限る.
- 2) 研修単位となる学会・研究会への参加・発表については, 必須単位に該当する学会は「1. 本学会が 10 単位と定めた学会の参加・発表」欄へ, 必須単位でない学会・研究会は「2. 本学会が承認した学会・研究会の参加・発表」欄へ記入する. なお, 学会・研究会での発表は筆頭演者に限る.
- 3) 学術論文を単位とする場合は, 「3. 学術論文」欄へ単位数を記入し, 「学術論文刊行記録簿」を提出する. 尚, 本学会が査読制度を認めている学術雑誌でも, 記載した論文が必ず査読を受けていることを各自確認する.
- 4) 項目ごとに単位数を記入する. 必須単位 30 単位以上で総合計 50 単位以上となるように記入する.
- 5) 研修単位となる学会・研究会は, 本学会ホームページの「専門医制度(共通)」の「周産期専門医制度規定」及び「研修単位となる学会, 研究会一覧」を参照のこと.

4. 学術集会参加記録簿

- 1) 参加した学会や研究会の出席証明証を貼付する. 出席証明証はオリジナルの提出を原則とするが, 名前の記入がある参加章はコピー可とする.
- 2) 発表の場合は抄録のコピーを添付する.
- 3) 必須単位とその他の単位に分けて記入する.

以下の 5. 6. は, 単位として申請する場合のみ提出する.

5. 学術論文刊行記録簿

- 1) 著者名, 論題, 誌名, 発行年, 頁の順に記入する.
- 2) 筆頭著者名に下線を引く.

- 3) 論文の別刷(コピー可)を添付する.
- 4) 掲載予定の場合は受理票を添付する.
6. 新生児蘇生法講習会インストラクター記録簿
 - 1) インストラクターをした場合に認め, 補助の場合は単位とならない.
 - 2) インストラクター認定番号及びコースの種類(A・B・I)を明記する.

【注意】 提出された申請書類に著しい不備, 不足等があった場合は, 受理しないことがある. また, 訂正, 再提出の際, 指定期限内に返却されない場合は更新資格を失う.